

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		災害時における設備又は物件の除去、保安その他必要な措置の実施
根拠法令及び条項		災害対策基本法第59条第1項
所 管 部 課 係 名		危機管理室危機管理係
処  分  基  準	関 係 条 項	<p>災害対策基本法第59条第1項</p> <p>市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。</p>
	基 準  (未設定の場合はその理由)	<p>基準なし</p> <p>【理由】</p> <p>災害時という緊急性が高い状況において、必要最低限の措置を図ることとしており、その措置に制限を設定することにより、災害が拡大する恐れがあるため。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成 年 月 日設定 (平成 年 月 日最終変更)